

## 一般競争入札公告

令和5年7月5日  
社会福祉法人 福都二十一  
理事長 清水 久義

社会福祉法人福都二十一の発注する「特別養護老人ホームアイリス本館大規模修繕工事」について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

### 1. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム アイリス本館 大規模修繕工事
- (2) 工事場所 埼玉県川越市府川 243-2
- (3) 工事種別 大規模修繕工事
- (4) 工事内容 建物大規模修繕にかかる建築・設備・電気工事等一式
- (5) 工事期間 令和5年8月17日から令和6年3月13日（工事完了）  
令和6年3月19日（引渡し）まで（諸官庁検査済証取得含む）
- (6) 建物概要 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建  
建物用途 特別養護老人ホーム  
敷地面積：3,381.45 m<sup>2</sup>（本館建築時の敷地面積、以後式番館建設時に拡張）  
建築面積：1,253.17 m<sup>2</sup>（本館部分のみ）  
延床面積：3,347.79 m<sup>2</sup>（本館部分のみ）
- (7) 入札方法等
  - 1 入札方法： 一般競争入札
  - 2 予定価格： 有（非公開）
  - 3 最低制限価格： 有（非公開）
  - 4 入札保証金： 無

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた

- 後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 令和5年度、令和6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築工事業で登載されている単体企業（共同企業体は不可）であること。
  - (6) 埼玉県内（さいたま県土、川越県土）の資格者名簿へ登載された企業で、当該地区に『本店』を有すること。
  - (7) 令和5年度、令和6年度建築工事業の埼玉県格付等級がA級であり、直近の経営事項審査の総合評価値（P）が建築一式1,100点以上かつ経営状況指数（Y）が700点以上の者であること。
  - (8) 過去5年以内に延床面積3,000㎡以上の大規模修繕工事あるいは新築工事を請負った実績があるもの（共同企業体の構成員としての実績は含まない）。
  - (9) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

### 3. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) この入札に参加を希望する者は、(2) ①の期間までに次の書類を持参の上、(2) ②に提出しなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認書 1部
- ② 建設業許可証明書の写し 1部
- ③ 会社案内・会社経歴書 1部
- ④ 入札参加資格の施工実績（件名、金額、延床面積、工期等）を証明する工事請負契約書の写し、完了検査済証 1部
- ⑤ 埼玉県各付等級・資格審査数値を証明する書類の写し 1部
- ⑥ 専任で配置できる監理技術者の資格を証明する書類・工事履歴書の写し 1部
- ⑦ 役員名簿

※ 提出された書類は、返却しません。

- (2) 上記(1) ①～⑦の書類の提出期間及び提出先は、次の通りとする。

- ① 期 間 公告日から令和5年7月12日（水）までの  
10:00～17:00 の時間
- ② 提 出 先 埼玉県川越市府川 243-2
- ③ 提 出 方 法 直接持参すること。
- ④ そ の 他 提出者は事前連絡のこと。
- ⑤ 連 絡 先 電話：049-227-5088  
担当：玉村 施設長

- (3) 入札参加資格の結果は、令和5年7月13日（木）に「一般競争入札参加資格確認書」をFAXあるいはメールにて通知する。また参加資格がない旨の通知を受けた者は令和5年7月14日（金）までに書面による再確認を求めることができる。再確認の結果は令和5年7月18日（火）までに回答する。

#### 4. 設計図書

##### (1) 設計図書の配布

- ① 日 時 郵送にて配布 令和5年7月19日(水)着
- ② 連絡先 埼玉県川越市府川243-2 特別養護老人ホーム アイリス  
電話：049-227-5088  
担当：玉村 施設長
- ③ その他 現場説明会はおこなわない。  
設計図書は入札日に返却すること。

##### (2) 設計図書の内容に関する質疑は、メールにて次の通り行う。

- ① 提出期限 令和5年7月26日(水) 10:00まで
  - ② 連絡先 埼玉県川越市府川243-2 特別養護老人ホーム アイリス  
電話：049-227-5088  
担当：玉村 施設長  
メールアドレス： [r-tamamura@fukuto21.or.jp](mailto:r-tamamura@fukuto21.or.jp)
  - ③ メール の 件 名 「(法人名) 特別養護老人ホームアイリス大規模修繕工事質問書」  
とすること。
  - ④ そ の 他 質疑書原本を入札日当日署名捺印の上、持参すること。
- (3) 上記(2)に対する質疑回答は、入札参加予定業者全員に令和5年7月28日(金)17:00までにメールにて行う。

#### 5. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和5年8月10日(木) 13:00～
- (2) 入札場所 埼玉県川越市府川243-2  
特別養護老人ホームアイリス式番館地域交流スペース
- (3) そ の 他 参加者は、運転免許証等の顔写真付き身分証明書及び所属のわかるものを用意すること。

#### 6. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札した者とする。  
また、落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合には、直ちにクジ引きにより落札者を決定する。
- (2) 初回入札参加者が1者のみの場合においても入札は行うこととする。ただし、この場合、再入札は行わない。
- (3) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再入札を実施する。再入札は**2回**までとする。ただし、初回入札に参加しない者又は前回の入札におい

て最低制限価格を下回った者は、再入札に参加できない。

#### (4) 入札不落時の取扱い

再入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合には、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）又は再入札において入札に応じる者が一者のみとなった場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行う。

条件1：随意契約であっても契約金額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。

#### (5) 落札決定から本契約までの間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

### 7. 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できない。
- (3) 入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。  
また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。
- (5) 入札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を持参し、初回入札における落札者は入札日当日に提出すること。ただし、再度入札における落札者又は随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を発注者が指定した日までに提出すること。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 談合に関する情報提供があった場合には、入札参加者から事情を聴取の上、入札の延期をすることがある。
- (8) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (9) 埼玉県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

### 8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (3) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (4) 二以上の入札書を提出した者がした入札

- (5) 二以上の者の代理をした者がした入札
- (6) 郵便、電子メール、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (7) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (8) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (11) 次に掲げる入札書による入札
  - ① 入札金額を訂正した入札書
  - ② 入札者の捺印のない入札書
  - ③ 捺印された印影が明らかでない入札書
  - ④ その他の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書
  - ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (12) 公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約保証金 無

10. 工事履行保証保険加入 有 (請負額の10%)

11. 契約書の作成 要 (民間 (七会) 連合協定工事請負契約約款に準拠して落札者が作成する。)

12. その他

- (1) 本入札において、埼玉県より指導があった場合は、その指導に従うこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、埼玉県等からの指導があった場合には従うこと。
- (3) 埼玉県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。
- (4) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (6) 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任することはできない。

13. 工事代金の支払について

原則として、着工時 10% (R5. 10) 中間払い 40% (R5. 12)、竣工時 50% (R6. 3) の三回払い。  
但し、支払時期については発注者と請負者が協議により決定することを予め承諾する。

14. 問合せ先

社会福祉法人福都二十一 特別養護老人ホームアイリス 担当：玉村 施設長  
住所：埼玉県川越市府川 243-2 電話：049-227-5088